サービス付き高齢者向け住宅の登録・補助申請の流れ

サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局（国補助金事務局）	登録申請者（補助申請者）	千葉県（政令市・中核市）	住宅の所在する市町村
＜窓口＞※原則、メールで問い合わせ メール：info@serkorei.jp 電話：03-5805-2971		＜窓口＞ 県住宅課：043-223-3231 県高齢者福祉課：043-223-2834	
	①計画策定（図面、運営方法等）	②（併設施設がある場合）事前相談（※県高齢者福祉課） ※地域密着型事業所は、各市町村の担当課に相談すること。	
		③事前相談（※県住宅課） ※政令・中核市に所在する住宅は、各市の住宅政策課に相談すること。	⑦（補助金を申請する場合）市町村意見聴取申請 各市町村担当課と事前協議後、以下により意見聴取申請を行ってください。 （1）国補助金の意見聴取 意見聴取申請書を千葉県住宅課に提出（政令・中核市に所在する住宅の場合は、各市の住宅政策課に直接提出） （2）県補助金の意見聴取 意見聴取申請書を各市町村担当課に直接提出
	④建築確認申請		
	⑤住宅登録申請	⑥県審査（住宅課・高齢者福祉課） ※登録完了まで1カ月程度要しますので、国補助金を受ける場合は、この間に左記国補助金事務局との事前審査及び右記意見聴取手続きを行うことを推奨します。	
⑧事前審査			
⑪事務局審査 ※審査に要する期間は、国事務局にお問い合わせください。	⑩（国補助金を受ける場合）国補助金の交付申請 ※登録通知書の写し、市町村意見書を添付	⑨登録通知書の発出	
⑫交付決定通知書（国）	⑬（県補助金を受ける場合）県補助金の交付申請 ※交付決定前着手届出書を同時提出すれば、⑮を待たずに「⑯工事着工前の写真の提出」が可能。	⑭県審査 ※交付決定まで約3週間程	
	⑯着工前の写真の提出 ※必ず、県の確認を受けること。	⑮交付決定通知書（県）の発出	
	⑰着工 ※着工後、写真を提出。		
⑲「㉔完了実績報告（国）」の事前相談 ※遅くとも竣工の2か月前までに相談すること	⑱工事期間中		
	⑳竣工		
	㉑（併設施設がある場合）介護事業所指定申請	㉒審査（※県高齢者福祉課） ※地域密着型事業所は、各市町村の担当課に申請すること。	
㉕審査 （現地検査が実施される場合があります。）	㉔完了実績報告（国）	㉓介護事業所の指定通知	
㉖補助額の確定通知（国）の発出	㉗完了実績報告（県） ※補助額の確定通知（国）の写しを添付	㉘内容審査及び住宅現地の検査	
補助金額の振込み	㉚請求書の提出	㉙補助額の確定通知（県）の発出 ※適合が確認された場合	
		補助金額の振込み	